

家畜衛生情報

豚コレラの予防的ワクチン接種を開始します

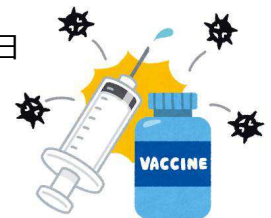
本県の「ワクチン接種プログラム」について、国の確認が完了したことから、家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項に基づき飼養豚等への豚コレラワクチンの予防注射を実施する命令を発しました。

1 初回ワクチン接種の概要

対象家畜：県内で飼養されている豚およびいのしし

接種期間：令和元年 10 月 26 日（土）以降で家畜保健衛生所と調整をした日

費用負担：各農場における 1 回目の接種については接種手数料を全額免除
(2 回目以降は 330 円/頭)



2 ワクチン接種豚の管理について

- ワクチンを接種した生きた豚の移動、精液、受精卵、死体、排せつ物などの流通は、原則として接種地域内に制限されます。
(条件を満たした場合には、死体、排せつ物などについては、地域外への流通も可能)
- 豚コレラワクチンを接種した豚等を他の農場やと畜場に移動する際は、家畜伝染病予防法第 7 条に基づき、豚に確実に標識を付すことが必要です。

標識の色：ピンク（蛍光の色）または赤色（蛍光の色）を推奨

標識の部位：背部

標識の方法：頭側を上部として「V」の字を付す

- 出荷については、接種地域内のと畜場に限定されます。
ただし、地域外のと畜場でも交差汚染防止対策が講じられていることを当該県が確認している場合は出荷が可能です。
- と畜場に出荷する場合は豚への標識に加えて、と畜場法施行令に基づくと畜検査申請書（添付書類）に、豚コレラワクチン接種暦を記入する必要があります。
- ワクチンを接種した豚の肉や肉製品について、地域外への流通の制限はありません。

3 ワクチン接種農場の監視について

ワクチン接種状況、有効性及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、全ての接種農場について、初回接種後おおむね 4 週間以上を経過した後、その後は 6 か月毎に抗体検査を実施します。

4 ワクチン接種農場における防疫措置について

接種農場で患畜及び疑似患畜が確認された場合は、防疫措置に沿った対応を実施します。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232